○防衛省告示第百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年五月二十五日から同年六月一日（予備、同月二日から同月七日）までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年五月二十五日から同年六月一日（予備、同月二日から同月七日）までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月一日（予備、同月二日から同月五日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三二度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年五月三十日及び同月三十一日（予備、同年六月一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月六日（予備、同月七日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月六日（予備、同月七日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第六十六号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第の三第一項の規定による道路管理者上天草市長との協議が次のとおり成立したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年五月二十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

九州地方整備局長が市道坊主島下桶川線における樋島大橋の修繕に関する工事を行う場合の権限

	権限の一覧	道路管理者等
1	道路区域の決定又は変更（道路法第18条第１項）	道路管理者上天草市長
2	他の工作物の管理者に対する工事施行命令等（道路法第21条）	道路管理者上天草市長
3	工事原因者に対する工事施行命令等（道路法第22条第１項）	道路管理者上天草市長
4	附帯工事の施行（道路法第23条第１項）	道路管理者上天草市長
5	道路管理者以外の工事等の承認（道路法第24条及び第87条第１項）	道路管理者上天草市長
6	道路占用の許可（道路法第32条第１項、第３項及び第87条第１項）	道路管理者上天草市長
7	道路の占用の許可基準（道路法第33条第２項第４号）	道路管理者上天草市長